

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## 2022年4月以降、iDeCoの制度改革が続く

### iDeCoの受給開始時期の選択肢が拡大される

こんにちは、高橋学です。すがすがしい季節になりました。今回は老後資金づくりに役立つ制度であるiDeCo(イデコ)の制度改革について説明していきましょう。

iDeCoは個人が掛け金を出し、投資信託や預金などを選んで運用する私的年金制度です。掛け金が全額所得控除の対象となる、運用益が非課税になるなどの税制優遇を受けられる点が特徴です。2022年はiDeCoの制度改革が続きます。今回は特に2つのポイントを解説します。

まず2022年4月1日から、受給開始時期の選択肢が拡大となります。これまでは、60歳から70歳の間で受給開始時期を選択できる仕組みでしたが、今回の改正によって受給開始の上限年齢が75歳に引き上げられ、iDeCoの受取方法の選択肢がより幅広くなります。iDeCoの受取方法は、一括で受け取る「一時金」形式、分割で受け取る「年金」形式、その2つを組み合わせた「一時金+年金」形式の3種類から選択することができますが、75歳に達してしまうと、受取方法が「一時金形式」のみとなる点には注意が必要です。

### iDeCoの加入年齢が引き上げられる

iDeCoを一時金で受け取る場合には退職所得控除が、年金で受け取る場合には、公的年金等控除が適用されます。退職所得控除は非常に手厚いため、税制上のメリットを享受したいのなら、一時金受取がおすすめです。ただし、退職金がある場合、退職金とiDeCoを同時に受け取ることで、退職所得控除の上限を超えてしまうこともあります。その場合は、年金受取を選択するのも良いでしょう。

2022年5月1日からは、iDeCoの加入年齢が現在の60歳未満から65歳未満に引き上げられます。加入期間が5年間延長されたことで、運用期間をより長く取り、税制優遇も長く受けられます。ただし、iDeCoへの加入は国民年金に加入していることが条件となるため、60歳以降にiDeCoに加入できるのは、継続雇用などで会社員や公務員として働き続けている人、もしくは個人事業主や専業主婦(夫)で任意加入被保険者として国民年金に加入している人に限られます。なお、国民年金への任意加入は、国民年金への加入期間が40年に満たない人が対象となります。 M

図表1 2022年のiDeCoの主な改正

改正時期	改正内容
2022年 4月1日 から	受給開始時期の選択肢が拡大 iDeCoの受給開始の上限年齢が70歳から <b>75歳に引き上げられる</b>
2022年 5月1日 から	加入年齢の拡大 iDeCoに加入できる年齢が60歳未満から <b>65歳未満に引き上げられる</b>
2022年 10月1日 から	企業型確定拠出年金加入者の iDeCo加入の要件緩和 これまでは、企業型DCの加入者がiDeCoに加入するためには、事業主掛金の上限引き下げの労使合意や規約の変更が必要だったが、2022年10月1日からは、 <b>本人の意思だけでiDeCoに加入できるようになる</b>

図表2 iDeCoの受取時の税制優遇

控除の種類	内容
一時金 受取	<b>退職所得控除</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 勤続20年超の場合、800万円+70万円×(勤続年数-20年)の控除あり</li><li>● 勤続20年以下の場合、40万円×勤続年数。ただし、この額が80万円に満たない場合は80万円</li></ul>
年金 受取	<b>公的年金等控除</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 65歳未満は公的年金と企業年金を合わせて年間60万円、65歳以上は110万円まで非課税</li></ul>

(出所)国税庁:タックスアンサー「No.1420 退職金を受け取ったとき(退職所得)」、  
「No.1600 公的年金等の課税関係」をもとに筆者作成